

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3 年 9 月 15 日

申請者 フリガナ カブシキガイシャタケナカガスジュウセツセンター
 氏名又は名称 株式会社竹中ガス住設センター

住所 〒536-0014 大阪市城東区鳴野西5丁目20番10号

代表者氏名 ダイヒヨウトリシマリヤクシャチヨウ ヤマサキ タカシ
 代表取締役社長 山崎 貴士

電話番号 06-6967-1001

FAX番号 06-6962-8841

メールアドレス nakagaki-y@tgi.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 4 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 3 年 9 月 15 日

届 出 者 株式会社竹中ガス住設センター

〒536-0014

大阪市城東区鳴野西 5 丁目 20 番 10 号

代表取締役 山崎 貴士



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カブシキガイシャタケナカガスジュウセツセンター 株式会社竹中ガス住設センター		
住 所	〒536-0014 大阪市城東区鳴野西5丁目20番10号		
フリガナ 代表者の氏名	ダイヒヨウトリシマリヤク ヤマサキ タカシ 代表取締役 山崎 貴士		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
代表者変更 役員改選	代表取締役 池上邦夫 取締役 住友俊雄 取締役 住友大祐 取締役 山崎貴士 取締役 橋本敬司 監査役 船越久人	代表取締役 ヤマサキタカシ 山崎貴士 取締役 酒匂賢一郎 取締役 住友大祐 監査役 池上邦夫	令和3年5月31日

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和3年9月15日

申請者

名 称 株式会社竹中ガス住設センター

住 所 〒536-0014

大阪市城東区鳴野西5丁目20番10号

代表者氏名 山崎 貴士



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪市城東区鳴野西五丁目20番10号
株式会社竹中ガス住設センター

会社法人等番号	1200-01-107114		
商 号	株式会社竹中ガス住設センター		
本 店	大阪市城東区鳴野西五丁目20番10号		
公告をする方法	官報に掲載する		
会社成立の年月日	平成16年4月1日		
目的	1. ガス機器のメンテナンス業務及び受託業務 2. ガス機器の販売及び施工並びにガス工事業 3. 住宅関連設備機器の販売及び施工 4. 建設業 5. 前各号に附帯する一切の業務 平成28年 7月 7日変更 平成28年 8月 1日登記		
発行可能株式総数	2400株		
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 600株		
資本金の額	金3000万円		
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならぬ。 平成18年 6月12日設定 平成18年 6月12日登記		
役員に関する事項	<u>取締役</u> 池上邦夫 <u>取締役</u> 池上邦夫	平成29年 5月25日重任 平成29年 6月 1日登記 令和 1年 5月29日重任 令和 1年 6月11日登記 令和 3年 5月31日退任 令和 3年 5月31日登記	X

大阪市城東区鳴野西五丁目20番10号
株式会社竹中ガス住設センター

<u>取締役</u>	<u>住友俊雄</u>	平成29年 5月25日重任
		平成29年 6月 1日登記
<u>取締役</u>	<u>住友俊雄</u>	令和 1年 5月29日重任
		令和 1年 6月11日登記
		令和 3年 5月31日退任
		令和 3年 5月31日登記
<u>取締役</u>	<u>住友大祐</u>	平成29年 5月25日重任
		平成29年 6月 1日登記
<u>取締役</u>	<u>住友大祐</u>	令和 1年 5月29日重任
		令和 1年 6月11日登記
<u>取締役</u>	<u>住友大祐</u>	令和 3年 5月31日重任
		令和 3年 5月31日登記
<u>取締役</u>	<u>山崎貴士</u>	平成29年 5月25日重任
		平成29年 6月 1日登記
<u>取締役</u>	<u>山崎貴士</u>	令和 1年 5月29日重任
		令和 1年 6月11日登記
<u>取締役</u>	<u>山崎貴士</u>	令和 3年 5月31日重任
		令和 3年 5月31日登記
<u>取締役</u>	<u>橋本敬司</u>	平成31年 3月16日就任
		平成31年 4月 3日登記
<u>取締役</u>	<u>橋本敬司</u>	令和 1年 5月29日重任
		令和 1年 6月11日登記
		令和 3年 3月31日辞任
		令和 3年 3月31日登記

大阪市城東区鳴野西五丁目20番10号
株式会社竹中ガス住設センター

	<u>取締役</u> 酒匂 賢一郎	令和 2年 6月 1日就任
		令和 2年 6月 1日登記
	<u>取締役</u> 酒匂 賢一郎 ♂	令和 3年 5月 31日重任
		令和 3年 5月 31日登記
	<u>大阪府東大阪市西岩田二丁目7番25-326号</u> <u>代表取締役</u> 池上 邦夫	平成 29年 5月 25日重任
		平成 29年 6月 1日登記
	<u>大阪府東大阪市西岩田二丁目7番25-326号</u> <u>代表取締役</u> 池上 邦夫	令和 1年 5月 29日重任
		令和 1年 6月 11日登記
		令和 3年 5月 31日退任
		令和 3年 5月 31日登記
	<u>大阪府守口市寺方錦通二丁目7番19号</u> <u>代表取締役</u> 山崎 貴士	令和 2年 6月 1日就任
		令和 2年 6月 1日登記
	<u>大阪府守口市寺方錦通二丁目7番19号</u> <u>代表取締役</u> 山崎 貴士	令和 3年 5月 31日重任
		令和 3年 5月 31日登記
	<u>監査役</u> 船越 久人	平成 29年 5月 25日重任
		平成 29年 6月 1日登記
		令和 3年 5月 31日退任
		令和 3年 5月 31日登記
	<u>監査役</u> 池上 邦夫 ♂	令和 3年 5月 31日就任
		令和 3年 5月 31日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	平成 27年 5月 29日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成 17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 12日登記

大阪市城東区鳴野西五丁目20番10号
株式会社竹中ガス住設センター

監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月12日登記
登記記録に関する事項	大阪市生野区中川西一丁目1番51号株式会社竹中瓦斯器具製作所から分割により設立	平成16年4月1日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局管轄)

令和3年9月13日
大阪法務局東大阪支局
登記官

柏本和哉



定 款



大阪市城東区鳴野西5丁目20番10号

株式会社竹中ガス住設センター

平成28年7月7日改訂

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社竹中ガス住設センターと称する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ガス機器のメンテナンス業務及び受託業務
2. ガス機器の販売及び施工並びにガス工事業
3. 住宅関連設備機器の販売及び施工
4. 建設業
5. 前各号に附帯する一切の業務

(本 店)

第 3 条 当会社は、本店を大阪市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当会社の公告は、官報に掲載する。

第 2 章 株 式

(発行する株式の総数)

第 5 条 当会社の発行する株式の総数は、2,400株とする。

(無額面株式)

第 6 条 当会社の発行する株式はすべて無額面株式とする。

(株券の不発行)

第 7 条 当会社は、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 8 条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならぬ。

(名義書換)

第 9 条 株式の取得により名義書換を請求するには、当会社所定の請求書に取得者及び株主名簿に記載又は記録された株主が記名押印して提出しなければならない。

上記以外の方法により名義書換を請求する場合は、請求書に取得したことを証する書面を添付しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 10 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の請求書に当事者が記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株主の住所等の届出)

第 11 条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(株式取扱規則)

第 12 条 株式の取扱に関する細部規則は取締役会の定めるところによる。

(基準日)

第 13 条 当会社は、毎決算期の最終日において株主名簿に記載された株主をもって、その決算期の定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。

前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定する為に必要があるときは、取締役会の決議により予め公告して、臨時に基準日を定めることが出来る。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当る。

代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

第4章 取締役及び監査役

(取締役及び監査役の員数)

第17条 当会社の取締役は3名以上とし、監査役は1名以上とする。

(取締役及び監査役の選任の方法)

第18条 当会社の取締役及び監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、その就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(監査役の任期)

第20条 監査役の任期は、その就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

第5章 取締役会及び代表取締役

(取締役会の招集)

第21条 取締役会は、社長がこれを招集する。取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。

(取締役会議長)

第22条 取締役会は、代表取締役社長がその議長となる。

代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(役付取締役)

第23条 取締役会の決議をもって、取締役の中から社長1名を選任し、必要に応じて会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

(代表取締役)

第24条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

(報酬)

第25条 取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

第 6 章 計 算

(営業年度)

第26条 当会社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(利益配当)

第27条 利益配当金は、毎営業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は質権者に対して支払う。

利益配当金がその支払提供日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。



原本証明
令和3年9月15日

株式会社竹中ガス住設センター
代表取締役社長 山崎貴士



令和 3 年 9 月 15 日

水道事業者 殿

名 称 株式会社 竹中ガス住設センター

住 所 〒536-0014
大阪市城東区鳴野西 5 丁目 20 番 10 号

氏 名 代表取締役 山崎 貴士

電 話 番 号 06-6967-10001



遅延理由書

このたび、代表者・役員を変更し、30日以内に届出をしなければならない
ところ、担当者の認識不足・失念のため、本日まで遅延しましたことは、
誠に申し訳ありません。

今後は法令を遵守し、再びこのようなことがないよう、十分に注意いたしますので、
今回に限り、よろしくお取り計らい願います。